

資料区分
受理警察署

【主たる営業所を廃止し、同時に新しい主たる営業所を新設】1枚目

月 日

変更届出書

提出する際に警察署で記載する。
変更の日から3日前までに届出が必要。

古物営業法第7条第1項の規定により変更の届出をします。

令和4年6月3日

熊本県 公安委員会 殿

主たる営業所を管轄する公安委員会を記載。

届出者の氏名又は名称及び住所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
株式会社生環 代表取締役 生環 太郎

許可の種類	(1)古物商 2.古物市場主	この太枠内は必ず記載。 許可証記載どおりに記載すること。
許可証番号	931280001234	
許可年月日	3.昭和 4.平成 (5)令和 04年04月30日	
氏名 又は名称	(フリガナ) セイカン (漢字) 株式会社 生環	
住所	熊本 都道 熊本市中央 市区 府(県) 町村 水前寺6丁目18番1号	

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	(1)新設 : 営業所等を新設(「変更・廃止する営業所又は古物市場の名称」欄を除く全項目に記載、「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に新設予定年月日に記載) 2.変更 : 従前の届出事項を変更 3.廃止 : 営業所等を廃止(「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に廃止予定年月日に記載)	「1.新設」に○
変更・営業古物市場の名称	都道府県 営業所等整理番号	

変更の日から3日前まで。
(中3日を設けるの意)
3日前の日が閉庁日(土日祝日)の場合は、前開庁日まで
に届け出る必要がある

変更予定年月日	5.令和 04年06月08日	
主たる営業所・古物市場 形態	(1)営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場	
名称	(フリガナ) セイカンシフトウシャ (漢字) セイカン自動車	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 熊本 都道 熊本市中央 市区 府(県) 町村 花畑町6番1号 電話 (096) 323-0110番 (内線)	所轄警察署 営業所等所在都道府県 営業所等整理番号
その他の営業所・古物市場 形態	1.営業所 2.古物市場	
名称	(フリガナ) (漢字)	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 都道 市区 府県 町村 電話 () - 番 (内線)	所轄警察署 営業所等所在都道府県 営業所等整理番号

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側
- 2 「変更予定年月日」

届出先警察署管内に、既に当該古物商の営業所がある場合には届出可能ですが、届出先警察署管内に既設の営業所がない場合には届出をすることはできません。

資料区		日
受理警察	【主たる営業所を廃止し、同時に新しい主たる営業所を新設】2枚目	

変更届出書

古物営業法第7条第1項の規定により変更の届出をします。

熊本県 公安委員会

主たる営業所を管轄する公安委員会

令和4年6月3日

届出者の氏名又は名称及び住所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
株式会社 生環 代表取締役 生環 太郎

許可の種類	① 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	9 3 1 2 8 0 0 0 1 2 3 4
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 ⑤ 令和 0 4 年 0 4 月 3 0 日
氏名	(フリガナ) セイカン
又は名称	(漢字) 株式会社 生環
住所	熊本 都道 熊本市中央 市区 府県 町村 水前寺6丁目18番1号

この太枠内は必ず記載。
許可証記載どおりに記載すること。

営業所又は古物市場に係る変更事項

「廃止」予定の営業所の名称を記載する。	1. 新設 : 営業所等を新設(「変更・廃止する営業所又は古物市場の変更予定年月日」欄に新設予定年月日を記載)	「4. 廃止」に○	古物市場の
	2. 変更 : 従前の届出事項を変更		
	④ 廃止 : 営業所等を廃止(「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に廃止予定年月日を記載)		
変更・廃止する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県 (フリガナ) セイカンコフ、ツ (漢字) セイカン古物	営業所等整理番号	

「廃止」予定年月日を記載する。
廃止の日から3日前まで。
(中3日を設けるの意)
3日前の日が閉庁日(土日祝日)の場合は、前開庁日まで
に届け出る必要がある

変更予定年月日	5. 令和 0 4 年 0 6 月 0 8 日	
主たる営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
	名称	(フリガナ) (漢字)
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない) 都道 市区 府県 町村 電話 () - 番 (内線)
その他の営業所・古物市場	形態	1. 営業所 2. 古物市場
	名称	(フリガナ) (漢字)
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 都道 市区 府県 町村 電話 () - 番 (内線)

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠線内には
- 2 「変更予定年月日」欄には、当該事
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を

営業所等の「廃止」の場合は、当該営業所等に備えていた帳簿をいずれかの営業所等に備え付けておかなければならない。